

岡山県公報		発行 岡山県			
目次		担当課（室）		目次	
【選挙管理委員会】		選挙管理委員会		における掲載の順序を定めるくじを行う日時及び場所	
○ 投票用紙の様式（選挙区）	選挙管理委員会	選挙管理委員会		○ 選挙長の事務を行う場所	
○ 点字投票における投票用紙の様式（選挙区）	選挙管理委員会	選挙管理委員会		○ 選挙立会人となるべき者が十人を超えたとき等のくじを行う日時及び場所（選挙区）	
○ 投票用紙の様式（比例代表）	選挙管理委員会	選挙管理委員会		○ 岡山県選挙分会長の事務を行う場所	
○ 点字投票における投票用紙の様式（比例代表）	選挙管理委員会	選挙管理委員会		○ 選挙立会人となるべき者が十人を超えたとき等のくじを行う日時及び場所（比例代表）	
○ 選挙長及びその職務代理者の選任	選挙管理委員会	選挙管理委員会			
○ 岡山県選挙分会長及びその職務代理者の選任	選挙管理委員会	選挙管理委員会			
○ 選挙会の日時及び場所	選挙管理委員会	選挙管理委員会			
○ 岡山県選挙分会の日時及び場所	選挙管理委員会	選挙管理委員会			
○ 政見放送の順序を定めるくじを行う日時及び場所	選挙管理委員会	選挙管理委員会			
○ 政見放送を行わない候補者の経歴放送の取扱い	選挙管理委員会	選挙管理委員会			
○ 選挙公報の掲載の順序を定めるくじを行う日時及び場所（選挙区）	選挙管理委員会	選挙管理委員会			
○ 選挙公報の岡山県における掲載の順序を定めるくじを行う日時及び場所（比例代表）	選挙管理委員会	選挙管理委員会			
○ 名簿届出政党等の名称等の揭示の岡山県	選挙管理委員会	選挙管理委員会			

◎岡山県選管告示第五十五号

令和七年七月二十日執行の参議院岡山県選挙区選出議員選挙に用いる投票用紙の様式を次のとおり定めた。

令和七年七月三日

岡山県選挙管理委員会

委員長 大 林 裕 一

第二十七回参議院 岡山県選挙区選出議員選挙投票	
印	
○注意 一 候補者の氏名は、欄内に一人書くこと。 二 候補者でない者の氏名は、書かないこと。	
こう ほ しゃ し めい 候 補 者 氏 名	

備考

- 一 大きさは、縦百二十八ミリメートル、横八十ミリメートルとする。
- 二 印は、岡山県選挙管理委員会の印とし、刷込み式とする。
- 三 紙の色はクリーム色とし、文字は黒色のインクで印刷する。

◎岡山県選管告示第五十六号

令和七年七月二十日執行の参議院岡山県選挙区選出議員選挙に用いる点字投票における投票用紙の様式を次のとおり定めた。
令和七年七月三日

岡山県選挙管理委員会
委員長 大 林 裕 一

点 字 投 票	
こうほしやしめい 候補者氏名	第二十七回参議院岡山県選挙区選出議員選挙投票 ○ 注 意 一 候補者の氏名は、欄内に一人書くこと。 二 候補者でない者の氏名は、書かないこと。
	印

備考

- 一 大きさは、縦百八十二ミリメートル、横七十ミリメートルとする。
- 二 印は、岡山県選挙管理委員会の印とし、刷込み式とする。
- 三 紙の色はクリーム色とし、文字は黒色のインクで印刷する。
- 四 表面の右上から右下にかけて、点字により「さんぎいんせんきよく」と表示する。

◎岡山県選管告示第五十七号

令和七年七月二十日執行の参議院比例代表選出議員選挙に用いる投票用紙の様式を次のとおり定めた。

令和七年七月三日

岡山県選挙管理委員会

委員長 大 林 裕 一

第二十七回参議院 比例代表選出議員選挙投票	
○注意	一 候補者の氏名を、欄内に一人書くこと。 二 候補者の氏名に代えて政党その他の政治団体の名称又は略称を、欄内に一つ書くこともできること。
候補者氏名又は 政党その他の 政治団体の名称 もしくは略称	印

備考

- 一 大きさは、縦百二十八ミリメートル、横八十ミリメートルとする。
- 二 印は、岡山県選挙管理委員会の印とし、刷込み式とする。
- 三 紙の色は白色とし、文字は黒色のインクで印刷する。

◎岡山県選管告示第五十八号

令和七年七月二十日執行の参議院比例代表選出議員選挙に用いる点字投票における投票用紙の様式を次のとおり定めた。

令和七年七月三日

岡山県選挙管理委員会

委員長 大 林 裕 一

点 字 投 票	
候補者氏名又は 政党その他の 政治団体の名称 若しくは略称	
第二十七回参議院比例代表選出議員選挙投票	
○ 注 意	一 候補者の氏名を、欄内に一人書くこと。 二 候補者の氏名に代えて政党その他の政治団体の名称 又は略称を、欄内に一つ書くこともできること。
印	

備考

- 一 大きさは、縦百八十二ミリメートル、横七十ミリメートルとする。
- 二 印は、岡山県選挙管理委員会の印とし、刷込み式とする。
- 三 紙の色は白色とし、文字は黒色のインクで印刷する。
- 四 表面の右上から右下にかけて、点字により「さんぎいんひれいだいひょ」と表示する。

令和 7 年 7 月 3 日 岡山県公報 号外

◎岡山県選管告示第五十九号

令和七年七月二十日執行の参議院岡山県選挙区選出議員選挙における選挙長及びその職務代理者を次のとおり選任した。

令和七年七月三日

岡山県選挙管理委員会

委員長 大林裕一

岡山 市北 区	住 所	選 挙 長
大林 裕一	氏 名	
倉敷 市	住 所	選 挙 長 職 務 代 理 者
近藤 利信	氏 名	

◎岡山県選管告示第六十号

令和七年七月二十日執行の参議院比例代表選出議員選挙における岡山県選挙分会長及びその職務代理者を次のとおり選任した。

令和七年七月三日

岡山県選挙管理委員会
委員長 大 林 裕 一

岡山県選挙分会長		住	所
岡山県選挙分会長職務代理者		氏名	大本 裕志
		住	所
		氏名	岡山市南区 小田 敬三

◎岡山県選管告示第六十一号

令和七年七月二十日執行の参議院岡山県選挙区選出議員選挙における選挙会の日時及び場所を次のとおり定めた。

令和七年七月三日

岡山県選挙管理委員会

委員長 大 林 裕 一

一 日 時	令和七年七月二十三日	午前十時
二 場 所	岡山市北区内山下二丁目四番六号	岡山県庁九階大会議室

◎岡山県選管告示第六十二号

令和七年七月二十日執行の参議院比例代表選出議員選挙における岡山県選挙分会の日
時及び場所を次のとおり定めた。

令和七年七月三日

岡山県選挙管理委員会

委員長 大 林 裕 一

一 日 時	令和七年七月二十三日	午前十時十五分
二 場 所	岡山市北区内山下二丁目四番六号	岡山県庁九階大会議室

◎岡山県選管告示第六十三号

令和七年七月二十日執行の参議院岡山県選挙区選出議員選挙における各候補者の政見
放送の順序を定めるくじを行う日時及び場所を次のとおり定めた。

令和七年七月三日

岡山県選挙管理委員会

委員長 大 林 裕 一

一 日 時 令和七年七月三日 午後五時十五分

二 場 所 岡山市北区内山下二丁目四番六号 岡山県庁九階大会議室ロビ―

◎岡山県選管告示第六十四号

令和七年七月二十日執行の参議院岡山県選挙区選出議員選挙において、テレビジョン放送による政見放送を行わない候補者のテレビジョン放送による経歴放送の取扱いについて、次のとおり定めた。

令和七年七月三日

岡山県選挙管理委員会

委員長 大 林 裕 一

政見放送を行わない候補者の経歴放送は、他の全ての候補者の政見放送が終了した直後（政見放送が二回行われる場合においては、それぞれの政見放送が終了した直後）に行うものとする。

この場合において、政見放送を行わない候補者が二人以上あるときの経歴放送の順序は、くじにより定めるものとし、このくじを行う場所及び日時は、次のとおりとする。

一 場 所 岡山市北区内山下二丁目四番六号 岡山県庁九階大会議室ロビー

二 日 時 令和七年七月三日午後五時十五分から行う参議院岡山県選挙区選出議員選挙における各候補者の政見放送の順序を定めるくじの後、引き続き行う。

◎岡山県選管告示第六十五号

令和七年七月二十日執行の参議院岡山県選挙区選出議員選挙における選挙公報の掲載の順序を定めるくじを行う日時及び場所を次のとおり定めた。

令和七年七月三日

岡山県選挙管理委員会

委員長 大 林 裕 一

一 日 時	令和七年七月四日 午後五時三十分
二 場 所	岡山市北区内山下二丁目四番六号 岡山県庁九階大会議室ロビ―

◎岡山県選管告示第六十六号

令和七年七月二十日執行の参議院比例代表選出議員選挙における選挙公報の岡山県における掲載の順序を定めるくじを行う日時及び場所を次のとおり定めた。

令和七年七月三日

岡山県選挙管理委員会

委員長 大 林 裕 一

一 日 時	令和七年七月五日 午前十時三十分
二 場 所	岡山市北区内山下二丁目四番六号 岡山県庁九階大会議室ロビ―

◎岡山県選管告示第六十七号

令和七年七月二十日執行の参議院比例代表選出議員選挙における名簿届出政党等の名称等の掲示の岡山県における掲載の順序を定めるくじを行う日時及び場所を次のとおり定めた。

令和七年七月三日

岡山県選挙管理委員会

委員長 大 林 裕 一

一 日 時 令和七年七月三日 午後六時
二 場 所 岡山市北区内山下二丁目四番六号 岡山県庁九階大会議室ロビー

◎参議岡選告示第一号

令和七年七月二十日執行の参議院岡山県選挙区選出議員選挙における選挙長の事務を行う場所を次のとおり定めた。

令和七年七月三日

参議院岡山県選挙区選出議員選挙

選挙長 大 林 裕 一

一 令和七年七月三日の事務

岡山市北区内山下二丁目四番六号 岡山県庁九階大会議室

二 令和七年七月四日以降の事務

岡山市北区内山下二丁目四番六号 岡山県庁九階岡山県選挙管理委員会委員室

◎参議岡選告示第二号

令和七年七月二十日執行の参議院岡山県選挙区選出議員選挙における選挙会に関し、
届出のあった選挙立会人となるべき者が十人を超えたときのくじ及び同一の政党その他の
政治団体に属する候補者の届出に係る者が三人以上となったときのくじを行う日時及
び場所を次のとおり定めた。

令和七年七月三日

参議院岡山県選挙区選出議員選挙

選挙長 大 林 裕 一

一 日 時 令和七年七月十七日 午後五時三十分
二 場 所 岡山市北区内山下二丁目四番六号 岡山県庁九階大会議室ロビー

◎参議比選告示第一号

令和七年七月二十日執行の参議院比例代表選出議員選挙における岡山県選挙分会長の事務を行う場所を次のとおり定めた。

令和七年七月三日

参議院比例代表選出議員選挙

岡山県選挙分会長 大 本 裕 志

一 令和七年七月三日の事務

岡山市北区内山下二丁目四番六号 岡山県庁九階大会議室

二 令和七年七月四日以降の事務

岡山市北区内山下二丁目四番六号 岡山県庁九階岡山県選挙管理委員会委員室

◎参議比選告示第二号

令和七年七月二十日執行の参議院比例代表選出議員選挙における岡山県選挙分会に關し、届出のあつた選挙立会人となるべき者が十人を超えたときのくじを行う日時及び場所を次のとおり定めた。

令和七年七月三日

参議院比例代表選出議員選挙

岡山県選挙分会長 大 本 裕 志

一 日 時 令和七年七月十七日 午後五時四十分
二 場 所 岡山市北区内山下二丁目四番六号 岡山県庁九階大会議室ロビー